

【トリクロロエチレン】

トリクロロエチレンは、有機溶剤の一種で、無色透明の液体でクロロホルムに似たあまい臭いがあり、揮発し易いが燃えにくく水には溶けにくい性質を持っています。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている他、熱媒体（冷媒）として使用されてきました。

「大気汚染防止法」が改正施行（平成9年4月1日）され、使用を削減する自主努力をするように法律で規制されたため、当社は自主的な管理計画に基き平成11年12月末をもって使用を廃止しました。

なお、大気・水・土壌に関して環境基準が設定されており、水質汚濁法、大気汚染防止法で排出が規制されています。大気汚染に係る環境基準は1年平均値が0.2mg/m³以下、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は、0.03mg/l以下となっています。

（参考）

【有機溶剤】

溶解・抽出・洗浄などに用いる有機（炭素を含む）化合物の総称です。ハロゲン化物・アルコール類・エステル類・エーテル・アセトン・ベンゼン・トルエンなどが、あります。

【環境基準】

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となっています。これは人の健康を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものとされています。（環境省 HP の「環境基準について」より）

【冷媒】

冷媒とは、冷房・冷凍等の物を冷やす装置において熱の移動の媒介となる物質を言います。例えば、エアコンの冷房システムというのは、庭に水をうつと涼しくなるのと同じ原理で、液体が気化するときに周囲の熱をうばうという働きを利用しており、その液体に相当するのが冷媒です。



